

○国土交通省告示第千四百四号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年
国土交通省 経済産業省 令第

号）の施行に伴い、及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年
国土交通 経済産業

省 省 令第一号）を実施するため、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に

係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 出 後	改 出 前
<p>第1 非住宅部分に係る事項</p> <p>1 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第2条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからホまでに定める方法により算出するものとする。 イ～ハ （略）</p> <p>ニ 暖冷房負荷の算出については、次のとおりとする。 (イ) （略） (ロ) 気象条件については、地域の区分（<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。以下同じ。</u>）ごとに定められる気象情報を用いること。 (ハ) （略）</p> <p>ホ （略） (2)～(7) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第2 住宅部分に係る事項</p> <p>1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出方法</p> <p>(1) 外皮平均熱貫流率 外皮平均熱貫流率に係る<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。</u> イ～ハ （略）</p> <p>(2) 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期の平均日射熱取得率に係る<u>建築物エネルギー消費性能基</u></p>	<p>第1 非住宅部分に係る事項</p> <p>1 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第2条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからホまでに定める方法により算出するものとする。 イ～ハ （略）</p> <p>ニ 暖冷房負荷の算出については、次のとおりとする。 (イ) （略） (ロ) 気象条件については、地域の区分（<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分をいう。以下同じ。</u>）ごとに定められる気象情報を用いること。 (ハ) （略）</p> <p>ホ （略） (2)～(7) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第2 住宅部分に係る事項</p> <p>1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出方法</p> <p>(1) 外皮平均熱貫流率 外皮平均熱貫流率に係る<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。</u> イ～ハ （略）</p> <p>(2) 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期の平均日射熱取得率に係る<u>建築物エネルギー消費性能基</u></p>

準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ・ロ (略)

2 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ト)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費量の暖房期（1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_H = \sum_t \sum_i E_{H,t,i} + \sum_t \sum_r Q_{UT,H,t,r} \times \alpha_{UT,H,r}$$

この式において、 E_H 、 $E_{H,t,i}$ 、 m 、 n 、 $Q_{UT,H,t,r}$ 、 R 及び $\alpha_{UT,H,r}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_H : 暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$E_{H,t,i}$: 時刻tにおける1時間当たりの暖房設備iの設計一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）

m : 単位住戸における暖房設備の数

n : 1年間に暖房する時間（単位 時間）

$Q_{UT,H,t,r}$: 室rの時刻tにおける1時間当たりの暖房設備により処理されない暖房負荷（単位 1時間につきメガジュール）

R : 室の数

$\alpha_{UT,H,r}$: 室rにおける暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であつ

準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ・ロ (略)

2 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ト)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費量の暖房期（1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_H = \sum_t \sum_i E_{H,t,i} + \sum_t \sum_r Q_{UT,H,t,r} \times \alpha_{UT,H,r}$$

この式において、 E_H 、 $E_{H,t,i}$ 、 m 、 n 、 $Q_{UT,H,t,r}$ 、 R 及び $\alpha_{UT,H,r}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_H : 暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$E_{H,t,i}$: 時刻tにおける1時間当たりの暖房設備iの設計一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）

m : 単位住戸における暖房設備の数

n : 1年間に暖房する時間（単位 時間）

$Q_{UT,H,t,r}$: 室rの時刻tにおける1時間当たりの暖房設備により処理されない暖房負荷（単位 1時間につきメガジュール）

R : 室の数

$\alpha_{UT,H,r}$: 室rにおける暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であつ

て地域の区分及び暖房方式ごとに別表第9に掲げる係数

(ロ)～(ト) (略)

ロ～ト (略)

(2) (略)

3 基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 暖房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 暖房負荷の算出においては、建築物の種類及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の種類	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(単位1平方メートル1)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	二
	共同住宅等又は複合建	0.39	0.39	0.46	0.62	0.72	0.72	0.72	二

て地域の区分及び暖房方式ごとに別表第9に掲げる係数

(ロ)～(ト) (略)

ロ～ト (略)

(2) (略)

3 基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 暖房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 暖房負荷の算出においては、建築物の種別及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の種別	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(単位1平方メートル1)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	3.32
	一戸建ての住宅以外の	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.73

度につきワット)	建築物の住宅部分								
暖房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	2.5	2.3	2.7	3.7	4.5	4.3	4.6	—
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	1.4	1.3	1.5	1.6	2.2	2.1	2.2	—

(ii) ~ (iv) (略)

(v) (略)

ロ 冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(i)から(v)までに定める方法により算出するものとする。

(i) ~ (ii) (略)

(iii) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 冷房負荷の算出においては、建築物の種類及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取

度につきワット)	住宅及び複合建築物								
暖房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	2.5	2.3	2.7	3.7	4.5	4.3	4.6	—
	一戸建ての住宅以外の住宅及び複合建築物	1.5	1.3	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1	—

(ii) ~ (iv) (略)

(v) (略)

ロ 冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(i)から(v)までに定める方法により算出するものとする。

(i) ~ (ii) (略)

(iii) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 冷房負荷の算出においては、建築物の種別及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取

得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の種類	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(単位1平方メートル1度につきワット)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	3.32
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	<u>0.39</u>	<u>0.39</u>	<u>0.46</u>	<u>0.62</u>	<u>0.72</u>	<u>0.72</u>	<u>0.72</u>	<u>1.60</u>
冷房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	1.9	1.9	2.0	2.7	3.0	2.8	2.7	6.7
	共同住宅等又	<u>0.9</u>	<u>1.0</u>	1.1	<u>1.2</u>	1.5	1.4	<u>1.4</u>	<u>2.5</u>

得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の種類	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(単位1平方メートル1度につきワット)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	3.32
	一戸建ての住宅以外の住宅及び複合建築物	<u>0.41</u>	<u>0.41</u>	<u>0.44</u>	<u>0.69</u>	<u>0.75</u>	<u>0.75</u>	<u>0.75</u>	<u>1.73</u>
冷房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	1.9	1.9	2.0	2.7	3.0	2.8	2.7	6.7
	一戸建ての住	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	1.1	<u>1.4</u>	1.5	1.4	<u>1.3</u>	<u>2.8</u>

は複
合建
築物
の住
宅部
分

(ii) ~ (iv) (略)

(v) (略)

ハ〜ヘ (略)

(2) (略)

4 (略)

第3 (略)

宅以
外の
住宅
及び
複合
建築
物

(ii) ~ (iv) (略)

(v) (略)

ハ〜ヘ (略)

(2) (略)

4 (略)

第3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項若しくは附則第三条第二項の届出、同法第二十条第二項若しくは附則第三条第八項の通知、同法第二十三条第一項、第三十四条第一項若しくは第四十一条第一項の認定（同法第三十六条第一項の変更の認定を含む。）の申請又は同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託がされた建築物に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

3 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価及び変更設計住宅性能評価に限る。）の申請がさ

れた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。次項において同じ。）に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

4 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第一項の求め（同条第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せてするものを含む。）がされた住宅に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

5 この告示の施行前に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）の申請がされた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。）に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

6 この告示の施行前に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十条第一項の認定（同法第五十五条第一項の変更の認定を含む。）の申請がされた建築物に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。